

4月12日(日)午前7時～午後8時は 福岡県知事・県議会議員一般選挙の投票日です

期日前投票

投票日当日に仕事や投票区外へ外出する用事がある人などは「期日前投票」ができます。

◆期間 ○県知事選挙 **3月27日(金)～4月11日(土)**

○県議会議員選挙 **4月4日(土)～4月11日(土)**

※両選挙を1度に投票される場合は、**4月4日から4月11日の間**にお越しください

◆時間 午前8時30分～午後8時

◆場所 市役所北別館1階中会議室

◆持参するもの 投票所入場券(入場券が届いていない場合は、運転免許証、健康保険証など本人を確認できるもの)



不在者投票

◆指定病院、施設などにおける不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院または入所している人で、不在者投票事由に該当する人は、それぞれの施設の管理者に申し出て施設で投票することができます。

◆滞在地における不在者投票

投票日当日または期日前投票期間中に出張や旅行などで投票できない場合は、その滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。事前に市選挙管理委員会へお問い合わせください。

◆郵便等による不在者投票

郵便等投票ができる人は、「身体障害者手帳」か「戦傷病者手帳」または「介護保険被保険者証」の交付を受けていて障害等の程度が次のとおりの人です。なお、郵便等投票をするためには郵便等投票証明書が必要です。該当すると思われる人は、早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

①身体障害者

障 害	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
免疫、肝臓	○	○	○

②戦傷病者

障 害	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹	○	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

○印の該当者が郵便等投票対象者です

③介護保険法の要介護者 要介護状態区分が「要介護5」の人

郵便等投票の代理記載

郵便等投票証明書をお持ちの人で、自分で投票用紙に記載できない人(身体障害者手帳の上肢または視覚障害が1級、戦傷病者手帳の上肢または視覚障害が特別項症から第2項症までの人に限ります。)は代理人(あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た人)に記載させることができます。

ルールを守って明るい選挙

選挙違反は立派な「犯罪」～候補者だけでなく有権者も対象者に～

■これは選挙違反です

◆買収

お金や物を渡すことや接待することで票を得ようとする。実際にお金を渡さなくても、約束するだけで違反になります。買収に応じたり、要求したりすれば、有権者の側も処罰されます。

◆選挙妨害

有権者や候補者への暴行・脅迫、集会や演説の妨害、選挙ポスターへのいたづら、候補者の経歴や職業に関し嘘の情報を流すなどの行為を行うこと。

◆利害誘導

有権者または有権者と関係のある団体(会社、学校、寺社など)に対する寄附などの利害関係を利用して票を得ようとする。

◆戸別訪問

投票を依頼する、逆に投票しないように依頼する目的で戸別に訪問をすること。演説会の告知、特定の候補者や政党の名前を言い歩くことも戸別訪問にあたります。

◆投票に関する罪

投票所での本人確認の際に虚偽の宣言をする、有権者ではないのに投票する、投票を偽造するなどの行為を行うこと。

◆有権者のメールによるインターネット選挙運動

メールを使って選挙運動をすることは、候補者、政党等に限定されています。また、候補者、政党等であっても、あらかじめ送信に同意した人にしか送ることができません。

■政治家の寄附は禁止

政治家が、選挙区内の人にお金や物を贈ることは、法律で禁止されています。違反すると罰せられます。また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

徹底しよう！『3ない運動』

政治家は有権者に寄附を
贈らない！

有権者は政治家に寄附を
求めない！

政治家から有権者への寄附は
受け取らない！

- ◎お歳暮やお年賀 ◎入学祝・卒業祝 ◎病院見舞い ◎お祭りへの寄附や差入れ
- ◎秘書等が代理で出席する場合の結婚祝い ◎落成式・開店祝いの花輪
- ◎秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典 ◎葬式の花輪・供花
- ◎自治会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入れ
- ◎地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ



☀️ もうひとつの「ない」 ➡️ 『**棄権しない！**』

投票する権利は、すべての国民が持つ大切な権利です。福岡県知事・県議会議員一般選挙では、**棄権しない**ようにしましょう！

●問合せ先 選挙管理委員会事務局 ☎72-2111内線622